平成２８年（フ）第３５号
川崎市宮前区東有馬３丁目５番34―205号
債務者　尾形　孝二
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
川崎市多摩区長沢３丁目２番８号　ガーデニア橋場　206
債務者　中島　素子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
川崎市川崎区境町13番10号　のばら寮　202、前住所横浜市神奈川区新子安１丁目35番５号　平和交通独身寮604号
債務者　大森　　靖
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
川崎市幸区北加瀬２丁目１番50―103号
債務者　坂田　冬美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
川崎市宮前区野川4042番地１　鷺沼ガーデン102　701、前住所さいたま市大宮区東町２丁目168番地　シュライン大宮402号
債務者　和泉ひとみ（旧姓五味）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　１―423、前住所川崎市川崎区渡田１丁目14番18号　ＭＫＭ渡田　104
債務者　小宮山末春
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
新潟市東区桃山町１丁目110番地１　市営住宅Ｄ棟13号
債務者　野元　修治
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
新潟市西区ときめき西２丁目10番地１　メゾンフリージア101号
債務者　上之山　亮
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
石川県七尾市本府中町タ部30番地22　ＰＲＥＭＩＳＴ　102号
債務者　吉野　真弓
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第５７号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1550番地１　プリマベーラ205号室
債務者　小笠原智美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
山梨県北杜市大泉町西井出8566番地79
債務者　藤原　智巳
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
長野県上田市芳田1875番地
債務者　柳沢　浩二
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３７号
岐阜県各務原市蘇原興亜町５丁目８番地１（サンガーデン横山２－Ｂ）
債務者　阿南　慶祐
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８５号
岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目102番地１（セジュールＳＡＫＡＩ　102）
債務者　吉川　勝美
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８号
静岡県下田市吉佐美2455番地の37
債務者　長谷川和則
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第３０７号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目610番地
債務者　鈴木　美佳
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部